

第1号様式（第6条関係）

多摩市剪定枝粉碎機利用申請書兼借用書

年　月　日

多摩市長殿

申込者　住 所 多摩市氏 名電 話 ()

多摩市剪定枝粉碎機貸出事務要綱第6条の規定により、次のとおり剪定枝粉碎機の利用を申請します。

利 用 期 間	年　月　日から 年　月　日まで () 日間
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 住所に同じ <input type="checkbox"/> その他 (多摩市)
利 用 区 分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 町会・自治会 (名称) <input type="checkbox"/> 管理組合 (名称) <input type="checkbox"/> その他 (名称)
粉碎機を受け取りに来た方	申込者と異なる場合は住所・氏名・関係をご記入ください。 <u>住 所</u> 多摩市 <u>氏 名</u> <u>申込者との関係</u>

私は、剪定枝粉碎機の利用に当たり、裏面記載の遵守事項及び損害賠償・免責について同意の上、剪定枝粉碎機を借用します。

年　月　日

(申込者) 氏 名

印

※市使用欄

利 用 機 器	1 グリーンミルMLC-150 (No.) を 台)
貸 出 台 数	2 グリーンミルMLG-1520 (No.) を 台)
本 人 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()
返却確認欄	月　日　返却　報告書提出 有　返却確認者

課 長	係 長	担当者	受付者

(裏)

1 遵守事項

- 1) 粉碎機は、市内で発生した剪定枝等にのみ使用するものとする。
- 2) 粉碎処理した剪定枝等は、個人又は団体の管理する敷地内で有効活用するものとし、市の実施するごみ収集に出さないものとする。
- 3) 粉碎機は適正に維持管理し、目的外使用はしないものとする。
- 4) 粉碎機を使用する前には、必ず取扱説明書を読み内容を確認するものとする。
- 5) 粉碎機の利用にあたり、※使用上の注意を守り事故に十分注意するものとする。また、剪定枝等の散乱防止に努め、騒音については周辺住民に配慮して使用するものとする。
- 6) 粉碎機を第三者に対して転貸し、又は譲渡しないものとする。
- 7) 営利目的に使用しないものとする。
- 8) 粉碎機に異常が認められる場合、使用を中止し、市に連絡するものとする。
- 9) 粉碎機を返却する際には、利用報告書（第2号様式）を提出するものとする。

※ ゴーグル・手袋（皮・ゴム）を身につけ粉碎機を使用すること

（軍手は枝に絡まって引き込まれる場合がありますので使用しないでください。）

粉碎機に投入できる枝の太さは、生木の場合、最大で直径 25mm～30mm 程度とし、処理能力を超えた太さの枝や根のついたもの、つる性の植物、繊維のある竹等、堅い木、生木でないもの等は、故障の原因となるため投入しないこと

2 貸出しの中止

利用者が遵守事項に違反したとき、又は市長が特に必要と認めるときは、貸出期間が満了する日前であっても、貸出しを中止することがあります。

3 損害賠償・免責

- 1) 粉碎機を返却する場合、原状に回復しなければならない。
- 2) 利用者が粉碎機を破損し、汚損し、又は紛失したことにより生じた損害の責は、利用者が負うものとする。
- 3) 利用者が粉碎機を運搬し、又は利用するに当たり、使用上の不注意、その他の事由により、利用者又は第三者に生じさせたときは、その損害賠償の責めは、利用者自身がこれを負うものとし、市は損害賠償の責めを負わないものとする。